

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例（平成28年3月30日京都市条例第35号）（保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行により医療法の一部が改正され、病院の人員及び施設の基準を条例で定めることについては、京都府から本市に権限が移譲されたことに伴い、当該基準を定めることとしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第35号

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（以下「法」という。）の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設の基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基準)

第3条 法第18条の規定に基づき条例で定める病院又は診療所に置かなければならない専属の薬剤師の基準は、医療法施行規則（以下「規則」という。）第6条の6に定める基準とする。

2 法第21条第1項の規定に基づき条例で定める病院の人員及び施設の基準は、規則第19条第2項及び第3項並びに第21条に定める基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例は、廃止する。

(規則の規定の適用に関する経過措置)

3 第3条の規定の適用に関する経過措置は、規則及び規則の全部又は一部を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

4 本市は、第3条の規定において引用する規則の規定が改正されたときは、速やかに、同条の規定の改正の可否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

(保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課)